

恵庭市告示第 197 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 19 日

恵庭市長 原田



- 1 都市計画の種類 公園
- 2 都市計画を定める土地の区域
名称 位置
2・2・244 いこい公園 恵庭市黄金南 1 丁目
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 3 縦覧場所 恵庭市企画振興部まちづくり拠点整備室まちづくり推進課